

第2回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年8月12日（水）午後3時00分～3時15分
2. 開催場所 邑楽町役場 2階 201会議室
3. 出席委員 10人
 - 1番 中村 政五郎
 - 2番 横山 正行
 - 3番 横山 宏
 - 4番 清水 裕之
 - 5番 中野 文子
 - 6番 島田 信成
 - 7番 齊藤 澄博
 - 8番 小林 修
 - 9番 岩崎 佳津子
 - 10番 金子 節夫
4. 事務局 事務局長 金井 孝浩 係長 小谷 高平 主事 中村 みづき
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 議案
 - 第6号 農地法第3条第1項の規程による許可申請について（所有権）
 - 第3 報告
 - 第1号 農地法第4条第1項第7号の規程による農地転用届出について
6. 会議の概要

会長（横山）	それでは只今から、第２回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より、出席状況の報告を願います。
事務局長（金井）	只今の出席委員数は、８名でございます。
会長（横山）	事務局の報告のとおり、本日出席の委員は８名です。農業委員会等に関する法律第２７条の第３項の規定により、在任委員の過半数が出席しておりますので、第２回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言します。 〈会長挨拶〉 これより議事に入ります。議事日程第１、議事録署名委員の指名については、総会会議規則第２５条、第２項の規定により、議席番号５番中野文子委員、議席番号６番島田信成委員を指名いたしますので、ご了承をお願いいたします。 議事日程第２、議案第６号、農地法第３条第１項の規定による許可申請について（所有権）を議題といたします。 １番から２番の案件につきましては、農業委員会等に関する法律、第３１条の第１項議事参与の制限の規定により、審議が終了するまでの間、１０番金子節夫委員の退席をお願いします。 （１０番金子節夫委員退席） １番について事務局より、説明を願います。
事務局（小谷）	議案書２ページをご覧ください。議案第６号、農地法第３条第１項の規定による許可申請について、所有権です。次のとおり農地法第３条第１項の規定による許可申請があったので、審議の決定を求めます。令和８年８月１２日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。番号１番「贈与」です。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。申請理由ですが、譲受人は「以前より耕作していた農地なので、引き続き耕作していきたい」譲渡人は「維持管理ができないので農地を処分したい」とのことです。その他の状況につきましては議案書記載のとおりです。備考欄につきましては、譲受人の経営面積です。資料につきましては、１ページから３ページを参照してください。なお、申請地につきましては８月５日、１班の皆さんと現地確認を行いました。申請地は農地として適切に管理されている状態でした。以上です。
会長（横山）	事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。こ

事務局（小谷）	の件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。 （挙手なし） ないようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について、賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手全員） 挙手全員よって、本件は原案のとおり可決し、許可することを決定いたしました。 2 番について事務局より説明をお願いします。 番号 2 番、「贈与」です。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。申請理由ですが、譲受人は「以前より耕作していた農地なので、引き続き耕作していきたい」譲渡人は「維持管理ができないので農地を処分したい」とのことです。その他の状況につきましては議案書記載のとおりです。備考欄につきましては、譲受人の経営面積です。資料につきましては、4 ページから 6 ページを参照してください。なお、申請地につきましては 8 月 5 日、1 班の皆さんと現地確認を行いました。申請地は農地として適切に管理されている状態でした。以上です。
会長（横山）	事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。 （挙手なし） ないようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について、賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手全員） 挙手全員よって、本件は原案のとおり可決し、許可することを決定いたしました。 （10 番金子節夫委員入場） 3 番について事務局より説明をお願いします。
事務局（小谷）	議案書 3 ページをご覧ください。番号 3 番、「売買」です。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。申請理由ですが、譲受人は「以前より耕作していた

	農地なので、引き続き耕作していきたい」譲渡人は「所有者不在の農地を売却し、財産を清算するため」とのことです。その他の状況につきましては議案書記載のとおりです。備考欄につきましては、譲受人の経営面積です。資料につきましては、7ページから15ページを参照してください。なお、申請地につきましては8月5日、1班の皆さんと現地確認を行いました。申請地は元々の所有者が亡くなった後、所有者の相続人も全員が相続放棄をしたため、相続財産清算人の管理となった農地です。譲受人は以前から申請地を借りて耕作を行っており、引き続き耕作を行うために今回の申請で農地を取得したいとのことです。なお、申請地は農地として適切に管理されている状態でした。以上です。
会長（横山）	事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。 （挙手なし） ないようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について、賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手全員） 挙手全員よって、本件は原案のとおり可決し、許可することを決定いたしました。 議事日程第3報告第1号。農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出についてを議題とします。事務局より報告をお願いします。
事務局（小谷）	議案書4ページをご覧ください。報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について。次のとおり農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出があったので、報告します。令和8年8月12日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。番号1番。届出人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。転用目的は、「一般住宅用地」、施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。資料につきましては、16ページを参照してください。以上、報告いたします。
会長（横山）	以上で本日予定された議案の審議が、すべて終了いたしました。これで第2回邑楽町農業委員会総会を閉会します。 上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。

令和8年7月21日

邑楽町農業委員会 会長 横山 正行

委員 中野 文子

委員 島田 信成